

東近江行政組合職員の定年等に関する規則

(昭和60年3月30日)
(中部地域消防組合規則第2号)

改正 平成3年3月1日 規則第2号
平成10年3月31日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、東近江行政組合職員の定年等に関する条例（昭和58年中部地域消防組合条例第6号。以下条例という。）第4条第5項の規定に基づき、職員の定年等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(勤務延長)

第2条 任命権者は、勤務延長（条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。）を行う場合には、職員に対し、その旨を明示した書面を交付しなければならない。同条第2項の規定により勤務延長の期限を延長する場合及び同条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合も同様とする。

第3条 任命権者は、条例第4条第2項の規定により承認を得ようとする場合は、勤務延長の期限延長承認申請書（別記様式第1号）を管理者に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次条に規定する書面を添付するものとする。

第4条 条例第4条第3項及び第4項の規定する職員の同意は、それぞれ書面によって得なければならない。

(報告)

第5条 任命権者は、毎年6月末日までに、勤務延長の状況報告書（別記様式第2号）を提出して、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況を管理者に報告するものとする。

付 則

この規則は、昭和60年3月31日から施行する。

付 則（平成3年3月1日規則第2号抄）

(施行期日)

第3編 人事 (東近江行政組合職員の定年等に関する規則)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成10年3月31日規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成13年3月19日規則第2号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

勤務延長の期限延長承認申請書

番 号
年 月 日

管理者殿

任命権者 印

東近江行政組合職員の定年等に関する規則第3条の規定に基づき、勤務延長の期限の延長について下記のとおり申請します。

記

期限延長予定者	氏 名		生年月日	年 月 日
	所 属		給 料	
	職 名		職 等級 号給 円	
	職 種			
	定 年 年 齢		定年退職日	年 月 日
期限延長の理由	勤務延長期限	年 月 日までを 年 月 日まで延長する		
	理 由			

様式第2号 (第5条関係)

勤務延長の状況報告書

番 号
年 月 日

管理者殿

任命権者 印

東近江行政組合職員の定年等に関する規則第5条の規定に基づき、勤務延長等の状況について、下記のとおり報告します。

記

1 勤務延長

氏名	所属	職名	給料		定年 年齢	定年 退職日	勤務延長 の期限	職務内容	勤務延長した理由	備考
			給料表	等級号 給						

2 再任用

氏名	退職時の状況					再任用の状況					備考	
	所属	職名	給料		定年 退職日	所属	職名	初任給		再任用 の期間		職務内 容
			給料表	等級号 級				給料表	等級号 級			

3 再任用の任期の更新

氏名	定年 退職日	更新前				再任用 の期間	更新後				備考	
		所属	職名	給料			所属	職名	初任給			更新 期間
				給料表	等級号 級				給料表	等級号 級		